

案件番号:160424

国名:タンザニア

担当部署:農村開発部 農業・農村開発第二グループ 第五チーム

案件名:コメ振興支援計画プロジェクト(灌漑地区組織運営改善)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務: 灌漑地区組織運営改善
- (2) 格付: 3号
- (3) 業務の種類: 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間: 2016年9月中旬から2016年11月下旬まで
- (2) 業務M/M: 国内0.40M/M、現地1.73M/M、合計2.13M/M
- (3) 業務日数: 準備期間 現地調査期間 整理期間  
5日 52日 3日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数: 正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数: 正1部、写1部
- (3) 提出期限: 7月13日(12時まで)
- (4) 提出場所: 専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送  
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)  
([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知: 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年7月26日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等:
    - 1) 業務実施の基本方針 16点
    - 2) 業務実施上のバックアップ体制 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等:
    - 1) 類似業務の経験 40点
    - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点
    - 3) 語学力 16点
    - 4) その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	灌漑組織運営に係る各種業務
対象国/類似地域	タンザニア/全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1)参加資格のない社等：特になし
- (2)黄熱流行国であり、日本からの入国時にイエローカードの提示は義務付けられていないが、赴任前の予防接種を強く奨励する。

## 6. 業務の背景

タンザニアにおいて農業分野は、同国の経済成長の核であると共に貧困削減の鍵である。「農業の商業化」を目指すタンザニア政府は、コメ生産量の増加を優先課題としている。しかし、コメの消費増大に国内生産が追い付かず、消費量の7～8%を占める10万トン以上を海外からの輸入に頼っている。そのためタンザニアは国家稲作開発戦略(National Rice Development Strategy: NRDS)を2009年に策定し、2008年のコメ生産量899,000トン(粳換算)を2018年には1,963,000トンへ倍増することを目標として掲げている。

我が国は、タンザニアにおける農業分野支援として、1970年代からキリマンジャロ州における灌漑稲作技術にかかる協力を実施してきた。2007年～2012年には「キリマンジャロ農業研修センター(Kilimanjaro Agricultural Training Center: KATC)」の機能の強化、農家圃場でのコメの生産性が向上する栽培体系と研修方法の確立を目的に、各地域を担当する農業研修所(5ヶ所)と連携した技術協力プロジェクト「灌漑農業技術普及支援体制強化計画(タンライス)」を実施した。これを通じて、約40ヶ所の灌漑地区に対する研修を実施し、農家圃場レベルでの普及効果が確認された。また、より経験のある灌漑地区に対しては、ジェンダー、灌漑組合組織運営、マーケティングなどの分野で「課題別研修」を農業研修所で実施した。

引き続き、タンザニア政府は農業畜産水産省(Ministry of Agriculture, Livestock and Fisheries: MALF)研修局とザンジバル農業・天然資源省(Ministry of Agriculture and Natural Resources: MANR)をカウンターパート機関、MALF研修局の6研修所及びMANRのキジンバニ農業研修所(Kizinbani Agricultural Training Institute: KATI)の計7ヶ所を実施機関として、灌漑農地だけではなく天水畑地・天水低湿地も含めたコメ生産に係る研修を通じた技術普及を推進するため、さらなる技術協力の要請を行った。これを受けてJICAは、2012年11月から6年間の予定で「コメ振興支援計画プロジェクト(タンライス2)」を実施している。

タンライス2は、コメ生産性向上のための研修を全国的に実施することにより、コメ振興技術が優先コメ生産地域の農家によって活用されることをプロジェクト目標としており、チーフアドバイザー、稲栽培技術、水管理/農民組織、稲作普及/モニタリング、業務調整の各分野の長期専門家計5名が派遣されている。これら長期専門家に短期専門家を合わせて6分野(普及/モニタリング・稲作栽培・ジェンダー・灌漑地区運営・マーケティング・収穫後処理)を支援している。実施機関である7研修所から各分野に計7名～16名の教官がカウンターパート(C/P)として配置されており、各分野のC/P群は「タスクグループ(TG)メンバー」と称される。

タンライス2では、これまでに灌漑地区組織運営改善分野の短期専門家が3回(2014年1月～2月、2014年11月～2015年1月、2016年2月～4月)派遣されており、タンライス時に構築された灌漑地区組織運営改善に関する課題別研修の実施・モニタリング、先進灌漑地区運営改善事例の調査及び、灌漑地区主要関係者を参集したワークショップの開催等を行った。

本専門家は、灌漑稲作一般研修又は改訂版一般研修を実施した灌漑地区の主要関係者(県灌漑担当官・灌漑地区マネージャー・灌漑地区農民代表)等を対象に、灌漑地区運営事例に関するワークショップを開催するとともに、個別の灌漑地区現場において、TGメンバーによる課題別研修の実施を支援する。このことを通じて、TGメンバーの育成と能力強化、

ひいては灌漑稲作一般研修・改訂版一般研修を実施して収量が向上しつつある灌漑地区を対象に、灌漑地区の運営改善を通じた灌漑稲作の持続性を高めることを目指している。そのため、TG会議を開催して、メンバーとともに必要な確認・準備を行ってワークショップ・課題別研修を円滑に実施するとともに、さらに課題別研修実施後の具体的な評価指標の設定、今後の活動計画の策定を行う。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は技術協力の仕組みや手続きを十分理解した上で、他の専門家と協力して灌漑地区組織運営改善専門家としてTGメンバーに対する技術移転を担当する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間(2016年9月中旬)

- 1) タンザニアのコメセクター及び本プロジェクトに関する資料(特に灌漑地区組織運営改善に関するもの)、関連プロジェクトに関する資料の収集・整理・分析を行い、本業務の実施について基本的な情報を整理する。
- 2) 上記1)を踏まえて、現地派遣期間における業務方針・方法等について記述したワークプラン(英文)を作成し、JICA農村開発部に提出する。

### (2) 現地派遣期間(2016年9月下旬～11月上旬)

- 1) 関係者(C/P機関及びJICAタンザニア事務所)にワークプラン・業務計画書を提出し、内容の確認を行うとともに、必要に応じて活動計画を修正する。
- 2) プロジェクト長期派遣専門家、TGリーダー・副リーダーと共に、今回の派遣期間中の活動について打ち合わせを行い、活動内容を共有するとともに、課題別研修実施のための準備を進める。
- 3) ワークショップを以下のように実施する。

プロジェクト長期派遣専門家・TGメンバーと共にMinistry of Agriculture Training Institute (MATI)-Ilongaで灌漑地区組織運営改善に関するワークショップを開催する。ワークショップに参集する灌漑地区は、主にタンライス2でこれまで一般研修・課題別研修を実施した地区(約10ヵ所)を予定している。ワークショップに参加する者は、当該灌漑地区の県議会議員、県灌漑担当官、灌漑地区マネージャー及び灌漑組合役員3名(代表、男性と女性の役員各1名)を予定しており、灌漑地区の概況や課題について報告・意見交換等を行う。なお、ワークショップの実施期間は4日間程度とする。

- 4) 課題別研修について、以下により実施する。
  - ① 研修対象地区は、プロジェクトが事前に選定した、3つの研修所の灌漑地区(計3地区)を想定している。
  - ② 1地区の研修対象者は、中核農家10名(男女同数)を含む最大40名程度を予定。
  - ③ 1地区での農家を対象とした研修は4日間を予定している。
- 5) TG会議は、ワークショップ開催前及び課題別研修実施後に開催し、ワークショップ運営の確認・準備と課題別研修内容の共有を図るとともに、研修実施を踏まえた改善点の検討と、さらにはPDMに関する課題別研修実施後の具体的な評価指標の設定、今後の活動計画の策定を行う。
- 6) 上記1)～5)の結果を踏まえて、現地業務結果報告書(英文)を作成し、プロジェクト関係者及びJICAタンザニア事務所に報告・提出を行う。

### (3) 帰国後整理期間(2016年11月中旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 農村開発部へ提出し、活動結果に関する報告を行なう。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

### (1) ワークプラン

和文2部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所)

英文4部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所、C/P 2機関)

### (2) 現地業務結果報告書

英文4部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所、C/P 2機関)

### (3) 専門家業務完了報告書

和文2部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データ(CD、写真データ等を含む)も併せて提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約見積書作成の手引き」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を

参照願います。

留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒ダルエスサラーム⇒日本を基準とし、経済的かつ効率的な経路を選択して下さい。

### (2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2016年度単価を上限とします。

(<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>)

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程/執務環境

#### 1) 現地業務日程

現地派遣期間は2016年9月14日～11月4日を予定しています。

(1週間から10日程度遅れる可能性があります。)

#### 2) 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。

- ・ チーフアドバイザー
- ・ 稲栽培技術
- ・ 水管理/農民組織
- ・ 稲作普及/モニタリング
- ・ 業務調整

#### 3) 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

##### ① 空港送迎

あり

##### ② 宿舍手配

あり

##### ③ 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供(市外地域への移動を含む。)

④ 通訳備上

なし

⑤ 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じ、アレンジします。

⑥ 執務スペースの提供

農業畜産水産省内およびKATC内のプロジェクトフィスにおける執務スペース提供  
(インターネットは使用可能、ただし回線の状況が不安定な場合あり。)

(2) 参考資料

- 1) 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
  - ・タンザニア国コメ振興支援計画プロジェクト詳細計画策定調査報告書  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008326.html>)
- 2) また、以下の資料を農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム  
(TEL:03-5226-8409)にて配布する。
  - ・短期専門家(灌漑地区組織運営改善) 専門家業務完了報告書(2013年度)
  - ・短期専門家(灌漑地区組織運営改善) 専門家業務完了報告書(2014年度)
  - ・短期専門家(灌漑地区組織運営改善) 専門家業務完了報告書(2015年度)

(3) その他

- 1) 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- 2) タンザニア入国に際しては、査証とは別に就労許可証(Work Permit: WP)と在留免責証明書(Exemption Certificate: EC)を入国前に取得するため、本業務実施契約(単独型)締結後速やかに、英文履歴書、パスポートコピー、最終学歴の卒業証明書(英文)等必要書類を提出する必要がある。  
(JICA農村開発部よりWP取得にかかる手続きについて、選定された交渉相手にお知らせします。)  
必要書類取得にかかる手続きについては、以下の「国別渡航情報一覧」を参照のこと。  
([http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000x9ife-att/abr\\_voyage\\_20160613.pdf](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000x9ife-att/abr_voyage_20160613.pdf))

3) 安全管理

タンザニア国内での作業においては、JICAの安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAタンザニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることといたします。

4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上